

上天草市病院事業工事入札参加者資格審査格付要綱

制定 平成24年3月8日病院事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、上天草市病院事業が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者について必要な資格を審査し、及び工事の種類、規模等に格付（以下「格付」という。）するため、その基準となるべき事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 上天草市病院事業の工事入札参加者における資格審査の格付については、上天草市工事入札参加者資格審査格付要綱（平成16年上天草市告示第89号）を準用する。この場合において、「上天草市」とあるのは「上天草市病院」と読み替えるものとする。

(審査)

第3条 前条に掲げる事項は、上天草市工事入札参加者資格審査会（以下「審査会」という。）が審査する。

2 審査会に関しては、上天草市工事入札参加者資格審査会設置規程（平成16年上天草市告示第90号）によるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。